

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること			18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下				
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	27 mg/L	200mg/L以下				
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下				
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			21	塩素酸	0.06 mg/L 未満	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	17.3 mg/L	200mg/L以下				
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	87 mg/L	300mg/L以下				
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロホルム	0.001 mg/L 未満	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	173 mg/L	500mg/L以下				
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下				
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下			25	ジブロモクロロメタン	0.004 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下				
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			27	ギトリハロメタン	0.009 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.16 mg/L	10mg/L以下			28	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下				
12	フッ素及びその化合物	0.32 mg/L	0.8mg/L以下			29	ブロモジクロロメタン	0.003 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下				
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			30	ブロモホルム	0.002 mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.49	5.8以上8.6以下				
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと				
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと				
16	3,4-1,2-ジクロロエチレン及び3,4-1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること				
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること				
*遊離残留塩素		0.6 mg/L	(*は、採取者測定)			---				---							
---		---				---				検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」							
判 定	上記検査結果について、水質基準に適合。																

分析結果報告書

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの水で形成される集落数が100以下であること			18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		36	ナトリウム及びその化合物	8.7 mg/L	200mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			21	塩素酸	0.08 mg/L	0.6mg/L以下		38	塩化物イオン	8.6 mg/L	200mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下		39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	12 mg/L	300mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロホルム	0.004 mg/L	0.06mg/L以下		40	蒸発残留物	43 mg/L	500mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下		41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下			
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下			25	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下		42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			27	総トリハロメタン	0.010 mg/L	0.1mg/L以下		44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.38 mg/L	10mg/L以下			28	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L	0.03mg/L以下		45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	0.06 mg/L	0.8mg/L以下			29	プロモジクロロメタン	0.004 mg/L	0.03mg/L以下		46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下			
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下		47	pH値	7.36	5.8以上8.6以下			
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下		48	味	異常なし	異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下		49	臭気	異常なし	異常でないこと			
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下		50	色度	1 度 未満	5度以下であること			
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下		51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること			
*遊離残留塩素		0.6 mg/L	（※は、採取者測定）			---		---			---		---				
---		---				---		---			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。																

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの水で形成される集落数が100以下であること		18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L	1.0mg/L以下					
2	大腸菌	不検出	検出されないこと		19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	27 mg/L	200mg/L以下					
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下		20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下					
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下		21	塩素酸	0.06 mg/L 未満	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	17.4 mg/L	200mg/L以下					
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	89 mg/L	300mg/L以下					
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		23	クロロホルム	0.001 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	173 mg/L	500mg/L以下					
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下					
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下		25	ジブロモクロロメタン	0.004 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下					
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下		26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		27	総トリハロメタン	0.010 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.15 mg/L	10mg/L以下		28	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下					
12	フッ素及びその化合物	0.36 mg/L	0.8mg/L以下		29	プロモジクロロメタン	0.003 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下					
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下		30	プロモホルム	0.002 mg/L	0.09mg/L以下	47	pH値	7.66	5.8以上8.6以下					
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下		31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと					
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下		32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと					
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1-2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下		33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること					
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下		34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること					
*遊離残留塩素		0.5 mg/L	(*は、採取者測定)		---			---		---			---				
---		---			---			---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」							
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。															

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの水で形成される集落数が100以下であること			18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		36	ナトリウム及びその化合物	6.9 mg/L	200mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			21	塩素酸	0.06 mg/L 未満	0.6mg/L以下		38	塩化物イオン	6.9 mg/L	200mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下		39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	9 mg/L	300mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロホルム	0.003 mg/L	0.06mg/L以下		40	蒸発残留物	33 mg/L	500mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下		41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下			
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下			25	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下		42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			27	ネトリハロメタン	0.009 mg/L	0.1mg/L以下		44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.24 mg/L	10mg/L以下			28	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下		45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	0.08 mg/L	0.8mg/L以下			29	ブロモジクロロメタン	0.004 mg/L	0.03mg/L以下		46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下			
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下		47	pH値	7.41	5.8以上8.6以下			
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下		48	味	異常なし	異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下		49	臭気	異常なし	異常でないこと			
16	1,1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L	0.2mg/L以下		50	色度	1 度 未満	5度以下であること			
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下		51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること			
*遊離残留塩素		0.4 mg/L	(*は、採取者測定)			---		---			---		---				
---		---				---		---			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。															

分析結果報告書

試料名:	山河浄水場
採取場所:	与謝地内
試料の種類:	浄水
採取日:	令和4年12月13日
採取時刻:	08:13
分析項目:	下記51項目
分析日:	令和4年12月13日 ~ 令和4年12月23日
採取者:	弊社サンプリング
気温:	9.0 ℃ : 水温: 10.8 ℃

上記採取試料の分析結果は次の通りです。

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの水で形成される集落数が100以下であること			18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		36	ナトリウム及びその化合物	8.5 mg/L	200mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			21	塩素酸	0.14 mg/L	0.6mg/L以下		38	塩化物イオン	10.7 mg/L	200mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下		39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	14 mg/L	300mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロホルム	0.001 mg/L 未満	0.06mg/L以下		40	蒸発残留物	42 mg/L	500mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下		41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下			
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下			25	ジプロモクロロメタン	0.003 mg/L	0.1mg/L以下		42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			27	ネトリハロメタン	0.006 mg/L	0.1mg/L以下		44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.00 mg/L	10mg/L以下			28	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下		45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満	0.8mg/L以下			29	プロモジクロロメタン	0.002 mg/L	0.03mg/L以下		46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.3 mg/L 未満	3mg/L以下			
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			30	プロモホルム	0.001 mg/L	0.09mg/L以下		47	pH値	7.24	5.8以上8.6以下			
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下		48	味	異常なし	異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下		49	臭気	異常なし	異常でないこと			
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			33	アルミニウム及びその化合物	0.02 mg/L	0.2mg/L以下		50	色度	1 度 未満	5度以下であること			
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下		51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること			
*遊離残留塩素		0.6 mg/L	(*は、採取者測定)			---		---			---		---				
---		---				---		---			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。															

Job No. J KY0 011-015

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの水で形成される集落数が100以下であること		18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下					
2	大腸菌	不検出	検出されないこと		19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	6.7 mg/L	200mg/L以下					
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下		20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下					
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下		21	塩素酸	0.06 mg/L 未満	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	7.9 mg/L	200mg/L以下					
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	56 mg/L	300mg/L以下					
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		23	クロロホルム	0.010 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	83 mg/L	500mg/L以下					
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		24	ジクロロ酢酸	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下					
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下		25	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下					
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下		26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		27	総トリハロメタン	0.019 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.06 mg/L	10mg/L以下		28	トリクロロ酢酸	0.006 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下					
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L	0.8mg/L以下		29	ブロモジクロロメタン	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下					
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下		30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	8.10	5.8以上8.6以下					
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下		31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと					
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下		32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと					
16	1,1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下		33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること					
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下		34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること					
*遊離残留塩素		0.6 mg/L	(*は、採取者測定)		---			---	---		---						
---		---			---			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」									
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。															

分析結果報告書

〒100-0001 東京都千代田区同心1丁目

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること			18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		36	ナトリウム及びその化合物	7.5 mg/L	200mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			21	塩素酸	0.06 mg/L 未満	0.6mg/L以下		38	塩化物イオン	7.3 mg/L	200mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下		39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	12 mg/L	300mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロホルム	0.006 mg/L	0.06mg/L以下		40	蒸発残留物	44 mg/L	500mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下		41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下			
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下			25	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下		42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			27	総トリハロメタン	0.013 mg/L	0.1mg/L以下		44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.20 mg/L	10mg/L以下			28	トリクロロ酢酸	0.005 mg/L	0.03mg/L以下		45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満	0.8mg/L以下			29	ブロモジクロロメタン	0.005 mg/L	0.03mg/L以下		46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下			
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下		47	pH値	7.42	5.8以上8.6以下			
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下		48	味	異常なし	異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下		49	臭気	異常なし	異常でないこと			
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-テトラクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下		50	色度	1 度 未満	5度以下であること			
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下		51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること			
*遊離残留塩素		0.5 mg/L	(*は、採取者測定)			---		---			---		---				
---		---				---		---			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。															

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満 0.01mg/L以下		35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満 1.0mg/L以下	
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満 0.01mg/L以下		36	ナトリウム及びその化合物	7.8 mg/L 200mg/L以下	
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満 0.01mg/L以下		37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満 0.05mg/L以下	
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.06 mg/L 未満 0.6mg/L以下		38	塩化物イオン	6.7 mg/L 200mg/L以下	
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満 0.02mg/L以下		39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	12 mg/L 300mg/L以下	
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.007 mg/L 0.06mg/L以下		40	蒸発残留物	41 mg/L 500mg/L以下	
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.004 mg/L 0.03mg/L以下		41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満 0.2mg/L以下	
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.003 mg/L 0.1mg/L以下		42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満 0.00001mg/L以下	
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満 0.01mg/L以下		43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満 0.00001mg/L以下	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.017 mg/L 0.1mg/L以下		44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満 0.02mg/L以下	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.43 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.005 mg/L 0.03mg/L以下		45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満 フェノールとして0.005mg/L以下	
12	フッ素及びその化合物	0.08 mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.007 mg/L 0.03mg/L以下		46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L 3mg/L以下	
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満 0.09mg/L以下		47	pH値	7.44 5.8以上8.6以下	
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満 0.08mg/L以下		48	味	異常なし 異常でないこと	
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満 1.0mg/L以下		49	臭気	異常なし 異常でないこと	
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満 0.2mg/L以下		50	色度	1 度 未満 5度以下であること	
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満 0.3mg/L以下		51	濁度	0.1 度 未満 2度以下であること	
*遊離残留塩素		0.5 mg/L	(*は、採取者測定)		---		---		---		---	
---		---		---		---		検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。										

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	11 mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.08 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	13.9 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	18 mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.010 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	58 mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.003 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000003 mg/L	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	ネトリハロメタン	0.020 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.42 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.08 mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.5 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.34	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.02 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		0.5 mg/L	(*は、採取者測定)		---		---		---		---	
---		---			---		---		検査方法:「平成15年厚生労働省告示第261号」			
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

分析結果報告書

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの水で形成される集落数が100以下であること			18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		36	ナトリウム及びその化合物	57 mg/L	200mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			21	塩素酸	0.06 mg/L	0.6mg/L以下		38	塩化物イオン	41.9 mg/L	200mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下		39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	57 mg/L	300mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロホルム	0.001 mg/L	0.06mg/L以下		40	蒸発残留物	228 mg/L	500mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下		41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下			
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下			25	ジプロモクロロメタン	0.008 mg/L	0.1mg/L以下		42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			27	ネトリハロメタン	0.017 mg/L	0.1mg/L以下		44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.14 mg/L	10mg/L以下			28	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下		45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	0.60 mg/L	0.8mg/L以下			29	ブロモジクロロメタン	0.004 mg/L	0.03mg/L以下		46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下			
13	ホウ素及びその化合物	0.3 mg/L	1.0mg/L以下			30	プロモホルム	0.004 mg/L	0.09mg/L以下		47	pH値	7.56	5.8以上8.6以下			
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下		48	味	異常なし	異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下		49	臭気	異常なし	異常でないこと			
16	1,1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			33	アルミニウム及びその化合物	0.05 mg/L	0.2mg/L以下		50	色度	1 度 未満	5度以下であること			
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下		51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること			
*遊離残留塩素		0.4 mg/L	(*は、採取者測定)			---					---		---				
---		---				---				検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」							
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。															

分析結果報告書

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること			18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		36	ナトリウム及びその化合物	38 mg/L	200mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			21	塩素酸	0.06 mg/L 未満	0.6mg/L以下		38	塩化物イオン	22.7 mg/L	200mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下		39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	47 mg/L	300mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロホルム	0.005 mg/L	0.06mg/L以下		40	蒸発残留物	172 mg/L	500mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下		41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下			
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下			25	ジブロモクロロメタン	0.006 mg/L	0.1mg/L以下		42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			27	総トリハロメタン	0.019 mg/L	0.1mg/L以下		44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.63 mg/L	10mg/L以下			28	トリクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下		45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	0.70 mg/L	0.8mg/L以下			29	ブロモジクロロメタン	0.007 mg/L	0.03mg/L以下		46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.7 mg/L	3mg/L以下			
13	ホウ素及びその化合物	0.2 mg/L	1.0mg/L以下			30	ブロモホルム	0.001 mg/L	0.09mg/L以下		47	pH値	7.08	5.8以上8.6以下			
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下		48	味	異常なし	異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下		49	臭気	異常なし	異常でないこと			
16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			33	アルミニウム及びその化合物	0.03 mg/L	0.2mg/L以下		50	色度	1 度 未満	5度以下であること			
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下		51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること			
*遊離残留塩素		0.2 mg/L	(*は、採取者測定)			---		---			---		---				
---		---				---		---			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。															

Job No. J KYO 011-004

項目名		分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値	項目名	分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下
2	大腸菌	不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	12 mg/L	200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸	0.06 mg/L	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	15.3 mg/L	200mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	18 mg/L	300mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム	0.005 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	64 mg/L	500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン	0.002 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン	0.011 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.44 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.06 mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン	0.004 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.42	5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物	0.02 mg/L	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること
*遊離残留塩素		1.0 mg/L	(*は、採取者測定)		---			---	---		---	
---		---			---			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」				
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。											

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌		0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン		0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物		0.01 mg/L 未満		1.0mg/L以下
2	大腸菌		不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン		0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物		23 mg/L		200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物		0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン		0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物		0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物		0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸		0.17 mg/L		0.6mg/L以下	38	塩化物イオン		21.4 mg/L		200mg/L以下
5	セレン及びその化合物		0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸		0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		46 mg/L		300mg/L以下
6	鉛及びその化合物		0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム		0.005 mg/L		0.06mg/L以下	40	蒸発残留物		131 mg/L		500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物		0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸		0.003 mg/L 未満		0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤		0.02 mg/L 未満		0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物		0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	25	ジブロモクロロメタン		0.006 mg/L		0.1mg/L以下	42	ジェオスミン		0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素		0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸		0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール		0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	総トリハロメタン		0.019 mg/L		0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤		0.005 mg/L 未満		0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		0.30 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸		0.003 mg/L 未満		0.03mg/L以下	45	フェノール類		0.0005 mg/L 未満		フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物		0.28 mg/L		0.8mg/L以下	29	ブロモジクロロメタン		0.007 mg/L		0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）		0.5 mg/L		3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物		0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	ブロモホルム		0.001 mg/L		0.09mg/L以下	47	pH値		7.71		5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素		0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド		0.008 mg/L 未満		0.08mg/L以下	48	味		異常なし		異常でないこと
15	1,4-ジオキサン		0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物		0.01 mg/L 未満		1.0mg/L以下	49	臭気		異常なし		異常でないこと
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン		0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物		0.04 mg/L		0.2mg/L以下	50	色度		1 度 未満		5度以下であること
17	ジクロロメタン		0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物		0.03 mg/L 未満		0.3mg/L以下	51	濁度		0.1 度 未満		2度以下であること
*遊離残留塩素			0.5 mg/L		(※は、採取者測定)	---			---			---			---		
---			---			---			---			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」					
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。															

Job No. J KYO 011-006

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること			18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下				
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物	11 mg/L	200mg/L以下				
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下				
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			21	塩素酸	0.06 mg/L 未満	0.6mg/L以下	38	塩化物イオン	11.8 mg/L	200mg/L以下				
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	33 mg/L	300mg/L以下				
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロホルム	0.007 mg/L	0.06mg/L以下	40	蒸発残留物	75 mg/L	500mg/L以下				
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L	0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下				
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下			25	ジブロモクロロメタン	0.004 mg/L	0.1mg/L以下	42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下				
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			27	総トリハロメタン	0.018 mg/L	0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下				
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.40 mg/L	10mg/L以下			28	トリクロロ酢酸	0.005 mg/L	0.03mg/L以下	45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下				
12	フッ素及びその化合物	0.15 mg/L	0.8mg/L以下			29	ブロモジクロロメタン	0.007 mg/L	0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.4 mg/L	3mg/L以下				
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			30	ブロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下	47	pH値	7.79	5.8以上8.6以下				
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下	48	味	異常なし	異常でないこと				
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下	49	臭気	異常なし	異常でないこと				
16	1,1,2-ジクロロエチレン及び1,1,2,2-ジクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下	50	色度	1 度 未満	5度以下であること				
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下	51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること				
*遊離残留塩素		0.6 mg/L	(*は、採取者測定)			---				---							
---		---			---				検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」								
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。															

分析結果報告書

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
日本橋三井ビルディング 10F
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
日本橋三井ビルディング 10F

水道法第20条登録機関〈登録番号第163号〉
計量証明事業登録〈京都府知事 第1050号 濃度〉

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌	0 /mL	1mLの水で形成される集落数が100以下であること			18	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		35	銅及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下			
2	大腸菌	不検出	検出されないこと			19	トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		36	ナトリウム及びその化合物	8.4 mg/L	200mg/L以下			
3	カドミウム及びその化合物	0.0003 mg/L 未満	0.003mg/L以下			20	ベンゼン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		37	マンガン及びその化合物	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			
4	水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満	0.0005mg/L以下			21	塩素酸	0.06 mg/L 未満	0.6mg/L以下		38	塩化物イオン	9.4 mg/L	200mg/L以下			
5	セレン及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			22	クロロ酢酸	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下		39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	8 mg/L	300mg/L以下			
6	鉛及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			23	クロロホルム	0.007 mg/L	0.06mg/L以下		40	蒸発残留物	46 mg/L	500mg/L以下			
7	ヒ素及びその化合物	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			24	ジクロロ酢酸	0.003 mg/L 未満	0.03mg/L以下		41	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満	0.2mg/L以下			
8	六価クロム化合物	0.002 mg/L 未満	0.02mg/L以下			25	ジブロモクロロメタン	0.004 mg/L	0.1mg/L以下		42	ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下			
9	亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満	0.04mg/L以下			26	臭素酸	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下		43	2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満	0.00001mg/L以下			
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満	0.01mg/L以下			27	ネトリハロメタン	0.019 mg/L	0.1mg/L以下		44	非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満	0.02mg/L以下			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.34 mg/L	10mg/L以下			28	トリクロロ酢酸	0.007 mg/L	0.03mg/L以下		45	フェノール類	0.0005 mg/L 未満	フェノールとして0.005mg/L以下			
12	フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満	0.8mg/L以下			29	ブロモジクロロメタン	0.008 mg/L	0.03mg/L以下		46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5 mg/L	3mg/L以下			
13	ホウ素及びその化合物	0.1 mg/L 未満	1.0mg/L以下			30	プロモホルム	0.001 mg/L 未満	0.09mg/L以下		47	pH値	7.11	5.8以上8.6以下			
14	四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満	0.002mg/L以下			31	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L 未満	0.08mg/L以下		48	味	異常なし	異常でないこと			
15	1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満	0.05mg/L以下			32	亜鉛及びその化合物	0.01 mg/L 未満	1.0mg/L以下		49	臭気	異常なし	異常でないこと			
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-テトラクロロエチレン	0.002 mg/L 未満	0.04mg/L以下			33	アルミニウム及びその化合物	0.01 mg/L 未満	0.2mg/L以下		50	色度	1 度 未満	5度以下であること			
17	ジクロロメタン	0.001 mg/L 未満	0.02mg/L以下			34	鉄及びその化合物	0.03 mg/L 未満	0.3mg/L以下		51	濁度	0.1 度 未満	2度以下であること			
*遊離残留塩素		0.3 mg/L	（※は、採取者測定）			---		---			---		---				
---		---				---		---			検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」						
判定	上記検査結果について、水質基準に適合。																

分析結果報告書

項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値	項目名			分析結果		基準値
1	一般細菌		0 /mL		1mLの水で形成される集落数が100以下であること	18	テトラクロロエチレン		0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	35	銅及びその化合物		0.01 mg/L 未満		1.0mg/L以下
2	大腸菌		不検出		検出されないこと	19	トリクロロエチレン		0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	36	ナトリウム及びその化合物		19 mg/L		200mg/L以下
3	カドミウム及びその化合物		0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	20	ベンゼン		0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	37	マンガン及びその化合物		0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下
4	水銀及びその化合物		0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	21	塩素酸		0.06 mg/L 未満		0.6mg/L以下	38	塩化物イオン		14.5 mg/L		200mg/L以下
5	セレン及びその化合物		0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	22	クロロ酢酸		0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		59 mg/L		300mg/L以下
6	鉛及びその化合物		0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	23	クロロホルム		0.001 mg/L 未満		0.06mg/L以下	40	蒸発残留物		125 mg/L		500mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物		0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	24	ジクロロ酢酸		0.003 mg/L 未満		0.03mg/L以下	41	陰イオン界面活性剤		0.02 mg/L 未満		0.2mg/L以下
8	六価クロム化合物		0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	25	ジプロモクロロメタン		0.003 mg/L		0.1mg/L以下	42	ジェオスミン		0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下
9	亜硝酸態窒素		0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	26	臭素酸		0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	43	2-メチルイソボルネオール		0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	27	ネトリハロメタン		0.006 mg/L		0.1mg/L以下	44	非イオン界面活性剤		0.005 mg/L 未満		0.02mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		0.07 mg/L		10mg/L以下	28	トリクロロ酢酸		0.003 mg/L 未満		0.03mg/L以下	45	フェノール類		0.0005 mg/L 未満		フェノールとして0.005mg/L以下
12	フッ素及びその化合物		0.15 mg/L		0.8mg/L以下	29	プロモジクロロメタン		0.002 mg/L		0.03mg/L以下	46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）		0.3 mg/L 未満		3mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物		0.1 mg/L 未満		1.0mg/L以下	30	プロモホルム		0.001 mg/L		0.09mg/L以下	47	pH値		7.05		5.8以上8.6以下
14	四塩化炭素		0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	31	ホルムアルデヒド		0.008 mg/L 未満		0.08mg/L以下	48	味		異常なし		異常でないこと
15	1,4-ジオキサン		0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	32	亜鉛及びその化合物		0.01 mg/L 未満		1.0mg/L以下	49	臭気		異常なし		異常でないこと
16	1,1-2,2-ジクロロエチレン及び1,1,1,2-ジクロロエチレン		0.002 mg/L 未満		0.04mg/L以下	33	アルミニウム及びその化合物		0.01 mg/L 未満		0.2mg/L以下	50	色度		1 度 未満		5度以下であること
17	ジクロロメタン		0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	34	鉄及びその化合物		0.03 mg/L 未満		0.3mg/L以下	51	濁度		0.1 度 未満		2度以下であること
*遊離残留塩素			0.8 mg/L		(※は、採取者測定)	---		---				---		---			
---			---			---		---				検査方法：「平成15年厚生労働省告示第261号」					
判定		上記検査結果について、水質基準に適合。															